

高知工業高等専門学校地域連携センター運営委員会規則

制 定 平成19年3月30日

一部改正 平成27年2月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校地域連携センター規則第7条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校地域連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 高知工業高等専門学校地域連携センター（以下「センター」という。）の管理運営に関すること。
- (2) 受託研究、共同研究、寄附金の受入に関すること。
- (3) 技術相談に関すること。
- (4) 教育・研究活動の支援に関すること。
- (5) 公開講座等に関すること。
- (6) その他地域連携に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 部門長
 - (4) 総務課長
 - (5) その他校長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第5号の委員は、本校専任教員の中から校長が命ずる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。

(任期)

第5条 第3条第1項第5号の委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校産学技術交流推進委員会規則（平成10年3月5日制定）は、廃止

する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。